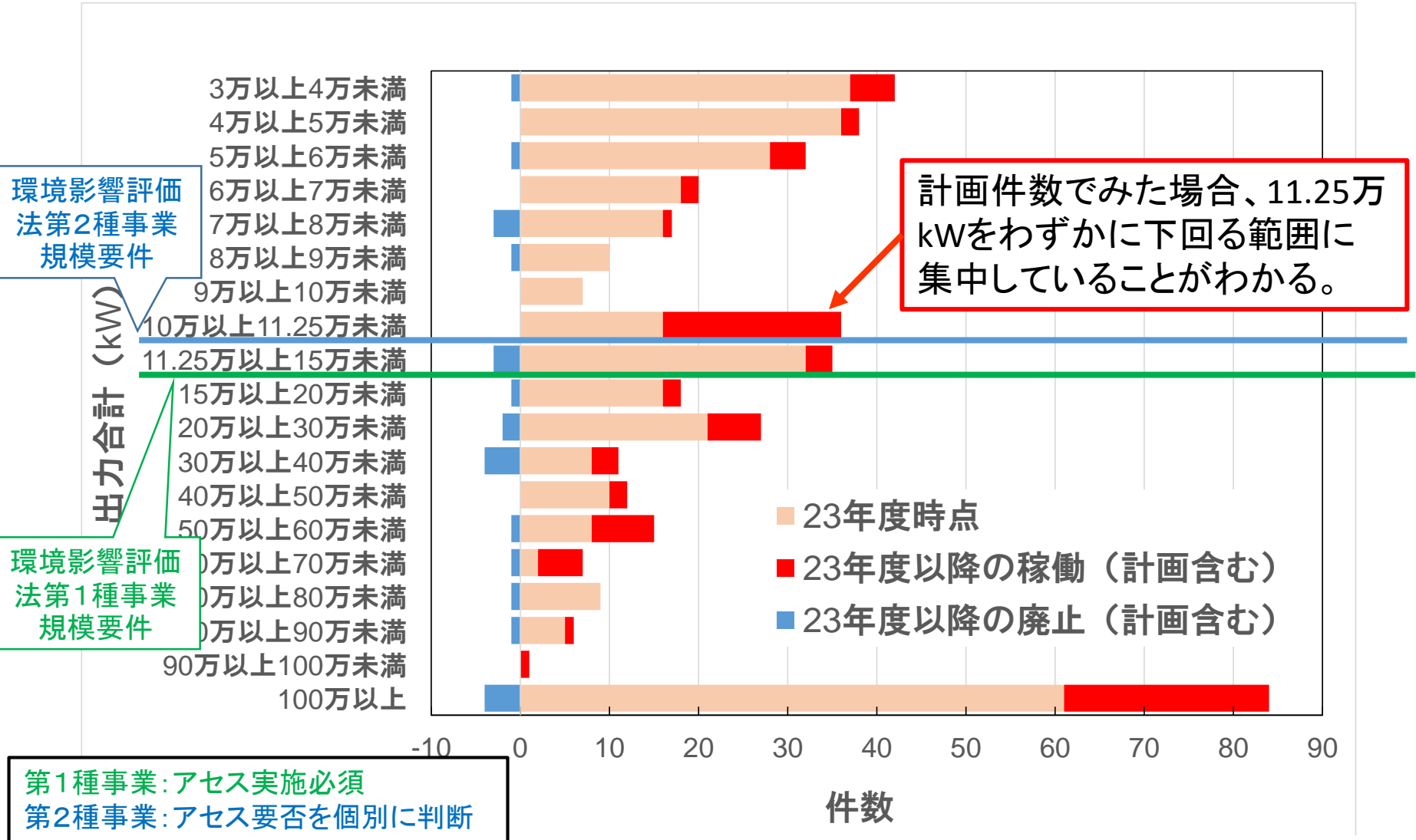


小規模火力発電等の望ましい 自主的な環境アセスメント 実務集の概要

「小規模火力発電等の望ましい自主的な環境アセスメント 実務集」
(平成29年3月17日公表)

東日本大震災前後の火力発電所の設置等の事業・計画状況



注1: 廃止済または廃止計画の出力については、左側のみに負値として計上。
 注2: 計画分は新增設、増出力または廃止を対象に、同一発電所で隣接する計画は合算した値により計上しており、発電所全体の認可出力とは異なる。
 出典: 火力・原子力発電所設備要覧(平成23年改訂版)(一般社団法人火力原子力発電技術協会)に対し、電気事業便覧よりその後の新增設及び廃止実績、広域機関が公表した平成27年度供給計画の内容、環境影響評価法に基づく手続事例及び「公表されている小規模火力発電事業計画一覧(平成27年11月18日現在)」を重複排除して作成。

自主的な環境アセスメントの意義と効果

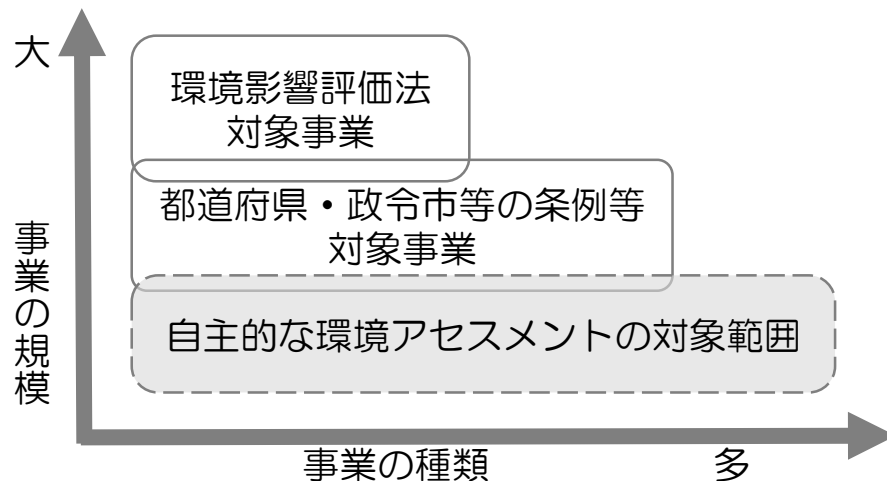
「環境アセスメント」は、事業実施に当たって**事業・計画に環境保全を組み込むための重要な手段**

- ✓ 事業の環境面における影響とその最小化のための努力・取組を明確にし、**可視化**できる
- ✓ それらの情報を提供することが、**人々の安心や信頼**につながる

【事業者にとっての効果】

事業者の**社会的評価を高める**ことにつながり、**CSRに関する取組を社会的にアピール**する上で有効

- ✓ 「地方公共団体の環境影響評価制度の枠組みを活用することによって、準備書の公表や説明会の開催に関する周知が十分にでき、本事業における環境配慮の取組や事業自体に対する理解がより深まった」
- ✓ 「公告・縦覧や説明会の開催等を通じて、事業に対する地域住民や有識者等の理解が進み、事業の円滑な実施につながった」



事業・計画の種類や規模、地域の状況等に応じ、

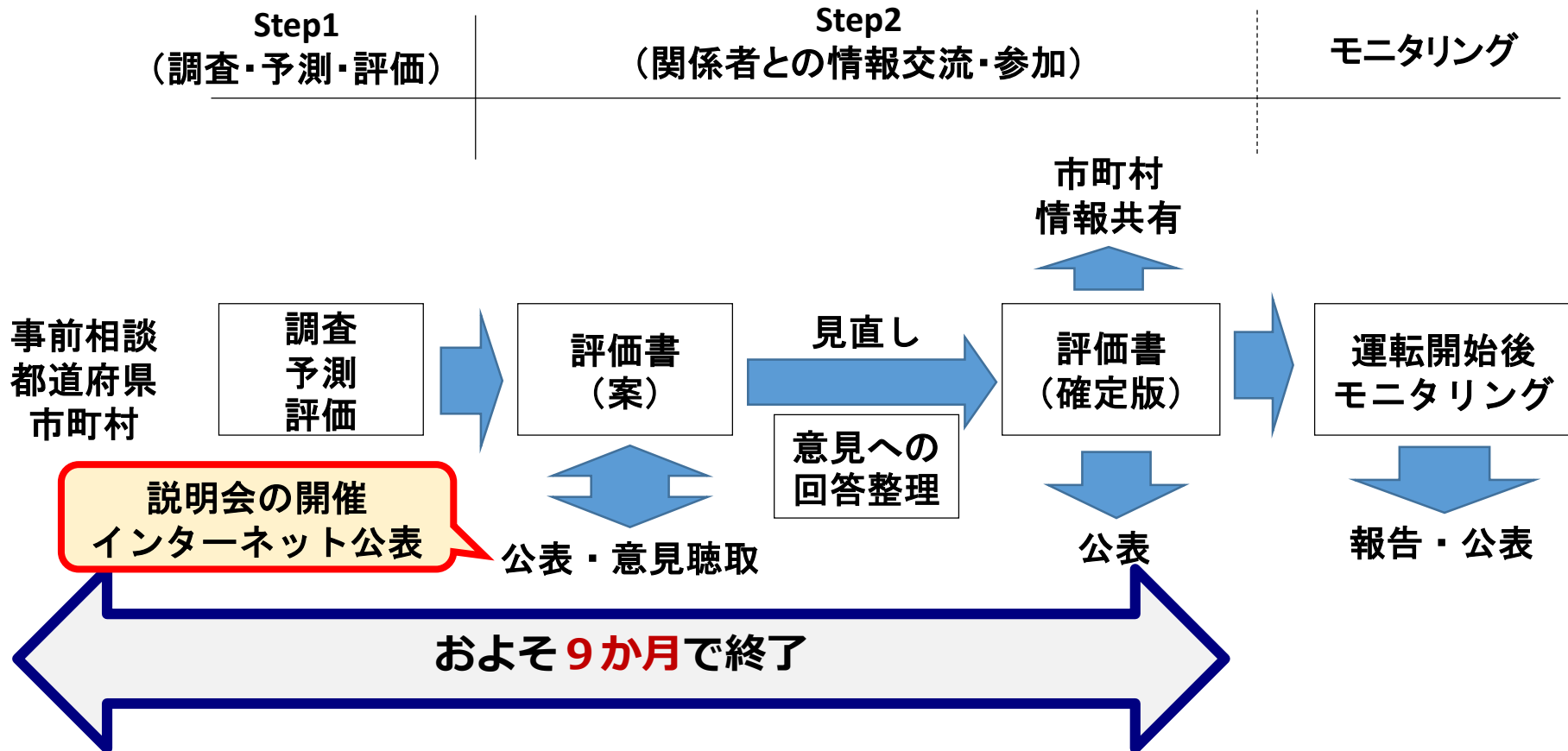
- ✓ 法律に基づく環境アセスメント
- ✓ 地方公共団体の条例に基づく環境アセスメント
- ✓ 自主的な環境アセスメント

を適切に組み合わせて、あらゆる事業・計画に環境配慮を促し、持続可能な社会の構築に貢献していくことが重要

小規模火力発電の自主的な環境アセスメントの手順

環境影響評価法や小規模火力発電を対象としている環境影響評価条例とのバランスにも配慮しつつ、自主的な取組として環境アセスメントに要する時間やコスト等の事業者の負担を考慮して、事業者が自主的に積極的に取り組める手順

小規模火力発電：1～11.25万kW(売電用発電・自家発電の両方を対象)



<事業や地域の状況に応じた対応>

- ✓ 方法書等に準じた図書を公表し、住民等や地方公共団体から意見を聴く
- ✓ 自主的な環境アセスメントについて、専門家の意見を聴く

小規模火力発電の自主的な環境アセスメントの技術

- ・ 一般的に参考になる環境影響の評価項目や調査・予測・評価手法、環境保全措置を整理するに当たり、前提とする「**技術的事項のための想定ケースの諸元**」を設定
- ・ **該当しない項目**については、個別に評価項目や手法を検討

評価項目の選定

基本的な 評価項目

- (1) 施設の稼働に伴う大気質への影響
- (2) 施設の稼働に伴う騒音の発生
- (3) 施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出



必要に応じた評価項目
事業特性・地域特性から
チェックリストで選定

調査・予測・評価手法の選定

- ① 大気質：既存の測定データ等を収集し、ソフトウェアの利用等により予測
- ② 騒音：1日程度の現地調査を行い、市販の計算ソフトの利用等により予測
- ③ 二酸化炭素：CO2排出量、省エネ法に基づくベンチマーク指標を整理

環境保全措置の検討

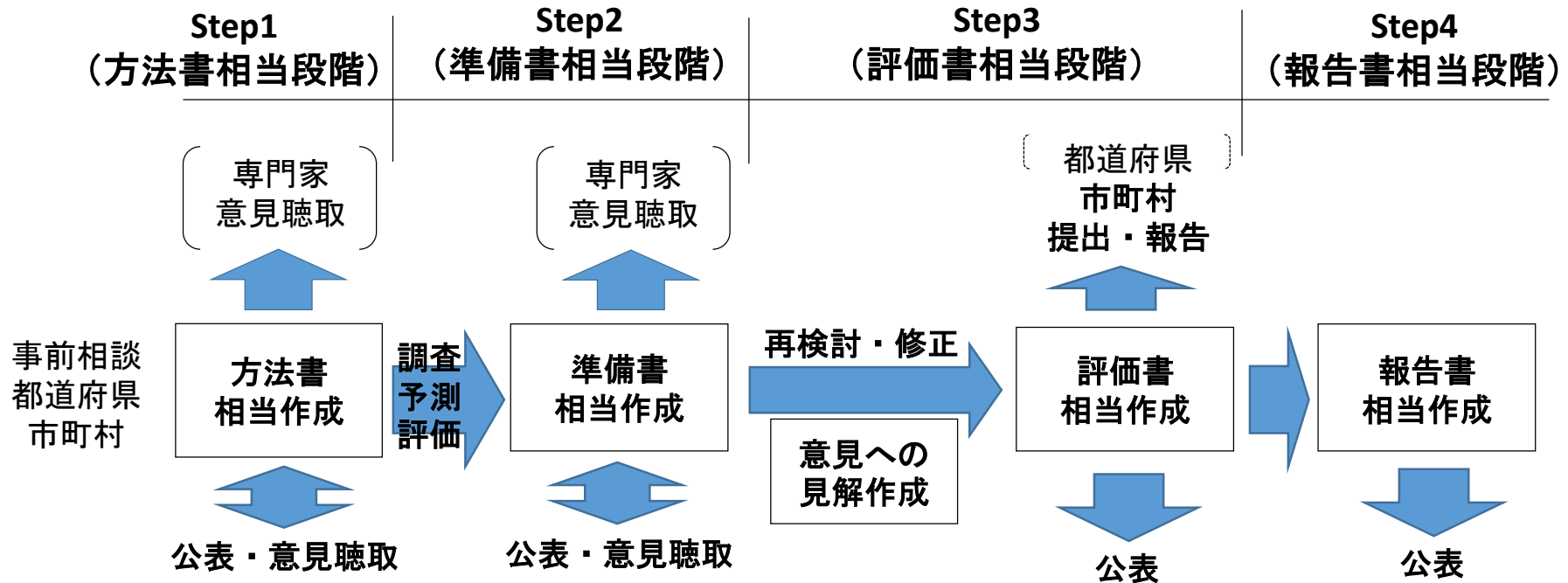
事業者自らが実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を講じているかどうかを検討し、評価する参考となるよう、先進事例を整理

燃料転換の自主的な環境アセスメント

燃料転換：11.25万kW以上でタービン・発電機は交換せず燃料種の転換を行うもの

(11.25万kW未満は小規模火力発電として自主的な環境アセスメントの対象と整理)

①手順



規模が大きく、事業内容が多様であること、法アセス手続中の燃料種の変更はアセスの再実施対象であることから、小規模火力発電における手順に加え、方法書相当の手順を実施することが重要

(注) なお、事業特性・地域特性を踏まえ、コミュニケーションの仕組みが既にある場合には、それを尊重して自主的な環境アセスメントを実施することが重要。特に、環境影響が確実に低減することが明らかな場合には、柔軟に自主的な環境アセスメントの手順を検討することも想定。ただし、環境影響が低減することを住民等に十分に説明することが重要。

②評価項目：「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」を参考とする。

③調査・予測・評価手法：「手引」やリプレイスガイドラインを参考とする。

④環境保全措置：実行可能な範囲で最大限の環境保全措置が採られるよう、事例等を紹介。

長期間未着工の火力発電の自主的な環境アセスメント

(参考)東北電力(株)能代発電所3号機(出力60万kW)

◇能代火力発電所では1～3号機(石炭火力、60万kW×3基)について、一括して省議アセスを実施(昭和56年手続終了)。

◇1号機、2号機はそれぞれ平成5年、平成6年に運転開始したが、3号機は未着工であった。

◇未着工の3号機については、省議アセスの際の修正環境影響調査書が、経過措置(環境影響評価法附則第2条第2項)により「公告された評価書」とみなされていた。

◇その後、平成27年10月に自主的な環境アセスメントの結果を公表した。平成28年1月12日着工。
(運転開始:平成32年6月予定)

- 長期間未着工である場合においては、その間に環境の状態の著しい変化が生じ、手続を行った時点の予測・評価の前提が変わり、それに伴って環境保全措置を変更すべき場合がある
- 長期間着工が遅れた場合には、多少なりとも環境の状態が変化し、住民等や地方公共団体には、適切な環境影響の評価とそれに基づく環境保全措置が実施されるかなどについて不安が生じ得る
- どのような場合に法の規定に基づく再実施すべきかは別途の検討を要するが、適切な環境配慮や住民理解等の促進のため、少なくとも状況に応じた自主的な環境アセスメントを実施し、その結果を公表することが重要
- 自主的な環境アセスメントの手順は、個別の状況に応じ、方法書相当の段階又は準備書相当の段階から実施することが想定
- 従前の環境アセスメントの結果等を基礎として、環境の状態の変化等が生じた項目に絞ることなどにより、メリハリをつけた手法を採ることができる

今後の周知・普及とフォローアップ

【周知・普及】

①事業者等への周知

- 小規模火力発電等を行う事業者に対して、経済産業省の協力も得つつ実務集の配布や、環境省が主催して実施している研修(平成28年度は全国4か所で開催)での説明
- コンサルタントに対して、(一社)日本環境アセスメント協会等を通じた意見交換

②地方公共団体への周知

- 実務集の周知文書の発出
- 環境影響評価担当課長会議(環境省主催)や地方ブロック別担当者会議等(地方公共団体主催。例年6ブロック及び大都市会議を開催。)での説明、意見交換
- 環境研修所における地方公共団体職員向け研修での説明

③一般の方々への周知

- 環境省ホームページへの実務集の掲載
- セミナー等の開催

等の場を活用し、自主的な環境アセスメントの趣旨・意義と併せて、実務集の説明を行い、周知徹底を図る。

【フォローアップ】

小規模火力発電等の事業計画状況、自主的な環境アセスメントの実施状況、実務集の活用状況について、情報収集し、分析する。

これを通じ、他の事業者にも参考となるような、自主的な環境アセスメントの実施事例の情報を整理するとともに、そのモデル的取組の水平展開を図る。さらに、事例の蓄積の状況を踏まえ、必要に応じ事例集の作成等も検討する。

引き続き、小規模火力発電等の計画状況や自主的な環境アセスメントの実施状況、小規模火力発電等による環境影響の状況等を把握し、温暖化対策に関する毎年度の進捗状況の評価を踏まえ、今後の動向を見定めながら、必要に応じて施策の見直し等について検討。